人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一三二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護委員会の部の次に次のように加える。

カジノ管理委員会	事務局	事務局長　次長　部長　監察官　課長　企画官　国際室長　調査室長　犯罪収益移転防止対策室長　監察官補佐　課長補佐（管理）　係長（監察に関する事務を担当する者に限る。）　人事係長　予算係長

別表備考第一項中「令和元年十一月三十日」を「令和二年二月二十九日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一二九の規定は、令和二年一月二十七日から適用する。

改正後	改正前
目次 第一章　東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条） 第二章　東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条） 第三章　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第七条） 附則 **第三章**　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九―三〇の特例（防疫等作業手当の特例） **第七条**　職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則九―三〇第十二条の規定は適用しない。 2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、四千円）とする。	目次 第一章　東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条） 第二章　東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条） （新設） 附則 （新設）